

日液協第25～88号  
平成26年2月21日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会  
事 務 局

平成25年度METI・ガス安全室立入検査結果（第3四半期分）について  
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年度の立入検査（第3四半期分）の結果が平成26年2月19日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、本省所管の保安機関がLPガス販売事業者から受託した保安業務のうち、定期供給設備点検及び定期消費設備調査を自ら行わず、他の保安機関に再委託していた事実が判明しました。こちらについては、経産省ガス安全室から当協議会あてに再発防止のための周知依頼があり、既に平成25年12月25日付け日液協第25～73号「液化石油ガス販売事業者及び保安機関が行う保安業務の適正化について」を発信しております。

つきましては、会員各位におかれましては、再度営業所等に対し、「販売事業者及び保安機関は、保安業務の実施に際して、不適切な行為が行われていないかを十分に確認するとともに、保安業務を適切に行うこと。」についてご周知くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_security/industrial\\_safety/oshirase/2014/02/260219-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/02/260219-1.html)

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

## 平成25年度立入検査等の結果について(第3四半期分)

### 1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成25年11月12日(火)	因の島ガス(株)	本社	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書1件において、規則第28条第3号の項目(災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項)の記載がなかった。このため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について(昭和43年2月12日付け43化第153号)」の第28条(委託契約に係る記載事項)関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 (立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。)
2	平成25年11月13日(水)	(有)アドバンネット	本社	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	平成25年11月28日(木)～11月29日(金)	北日本物産(株)	本社	文書による行政指導あり	室長の文書による嚴重注意	液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務(1～4号業務)のうち、定期供給設備点検(3号業務)及び定期消費設備調査(4号業務)を自ら行わず、他の保安機関に再委託していた事実が判明した(液石法第34条第2項違反)。このため、平成25年12月19日付けで、ガス安全室長名で嚴重注意を行うとともに、他の類似の行為(再委託)の有無について自己点検するとともに、再発防止に関する措置を講ずるよう求めた。 なお、併せて、関係団体等を通じて全国の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、保安業務の適正化について注意喚起を行った。
4	平成25年12月12日(木)	橋本産業(株)	新庄出張所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
5	平成25年12月13日(金)	東北マルハ運輸(株)	山形LPガス供給センター	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
6	平成25年12月20日(金)	(株)ミノス	本社	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・緊急時連絡業務を受託している販売事業者47者との間で委託契約書が締結されていないことが判明したので、速やかに委託元の液化石油ガス販売事業者に働きかけ委託契約を締結すること。
7	平成25年12月24日(火)	エヌ・ティ・ティテレコン(株)	保安センタ	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

### 2. その他行政指導等の結果

なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)